

鳥取県告示第 268 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所 の所在地）	居宅サービス事業を行 う事業所の名称	居宅サービス事業を 行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人親誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和町 158	ホームヘルプひまわり 昭和町	倉吉市東昭和町165	平成20年 4 月 1 日